

岐 阜 県 公 報

号外 (三) 平成二十八年 四月 一日

目 次

人事委員会規則

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	二
岐阜県職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	九
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	一〇
事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一九
岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二〇
営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二〇
岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二〇
岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二〇

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県教育長の営利企業等の従事制限に係る許可を受けるべき地位を定める規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行 (休日) (ときは翌日)

平成二十八年四月一日

人事委員会規則

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十七年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「職階制に関する計画の立案及び実施」を「職員の人事評価」に改め、同項第十一号中「及び勤務成績の評定」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の特限に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県職員の特限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の特限に関する条例施行規則（昭和二十九年岐阜県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「職員の任命」の下に、「人事評価」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十七号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条後段を削り、同条第二号中「現に職員でない者を職員の職に任命すること」を「法第十五条の二第一項第一号に規定する採用」に改め、同条第三号中「法令の規定による組織上の名称を用いる職（以下「組織上の職」という。）その他公の名称を用いる職に任用されている者をそれより上位の職に任命すること及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十二条に規定する警察官の階級（以下「警察官の階級」という。）に任用されている者をそれより上位の警察官の階級に任命すること」を「法第十五条の二第一項第二号に規定する昇任」に改め、同条第四号中「組織上の職その他公の名称を用いる職及び警察官の階級による職に任用されている者をそれより下位の職に任命すること」を「法第十五条の二第一項第三号に規定する降任」に改め、同条第五号中「現に職員である者を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命すること」を「法第十五条の二第一項第四号に規定する転任」に改め、同条に次の一号を加える。

六 任用候補者 採用又は昇任の候補者をいう。

第九条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「勤務成績」を「人事評価」に改める。

第十二条中「勤務成績等」を「人事評価等」に改める。

第二十一条中「の各号」を削り、同条第六号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第三十四条第一項中「次の各号の一に該当する場合には」を「名簿が確定後一年以上を経過したときその他人事委員会が定める事由に該当するときは」に改め、同条各号を削る。

第三十六条第二項を削る。

第三十七条の見出し中「正規」を「任用候補者」に改め、同条第一項中「当該名簿から任用すべき者の員数に四人を加えた員数（以下「正規の提示員数」という。）の当該職を志望すると認められる者をその名簿から高点順」を「名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものを任命権者」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「正規の提示員数」を「任用すべき者の数」に、「には」を「においては」に、「当該職の職務の遂行に必要な能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者」を「任用候補者」に改め、「前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示員数に達するまで高点順に」を削り、同条第三項中「には」を「においては」に、「当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者」を「任用候補者」に改め、「正規の提示員数に達するまで高点順に」を削る。

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

第三十八条及び第三十九条 削除

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十六条中「前条第一項及び第二項の規定による選択の結果を」を「提示された任用候補者の中から職員を任命するための選択を行ったときは、当該選択の結果について」に改める。

「TPP対策統括監

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中 本庁部内局長

県事務所長（西濃県事務所長及び可茂県事務所長）

「子ども・女性局長

都市公園整備局長

を 県事務所長（西濃県事務所長及び可茂県事務所長に限る。）

情報科学芸術大学院大学事務局長

「次長

観光国際局長

め、同項本庁次長の欄中「次長」を 全国育樹祭推進事務局長

を「全国レクリエーション大会推進事務局長」に改め、「全国レクリエーション大会総括監」を削り、

「希望が丘子ども医療福祉センター事務局長」を「消防学校長

情報科学芸術大学院大学事務局長」を「希望が丘子ども医療

福祉センター副所長」に、「及び東濃農林事務所長」を、「可茂農林事務所長及び恵那

農林事務所長」に、「土木事務所長（岐阜土木事務所長、大垣土木事務所長、可茂土木事務所長、多治見土木事務所長及び高山土木事務所長に限る。）を

「土木事務所長（岐阜土木事務所長、大垣土木事務所長、可茂土木事務所長、多治見土木事務所長及び高山土木事務所長に限る。）

に改め、同項本庁課長の欄中「全国育樹祭推進事務局次長」を

「全国レクリエーション大会推進事務局次長」に、「人材活用対策監」を

監 「県庁舎再整備企画監」を 「県有施設管理監

に、「地域スポーツ推進監」

「スポーツ誘致推進監」を 「看護企画監

を 「看護対策監

「多治見看護専門学校総務課長」を
「多治見看護専門学校総務課長」に、

希望が丘こども医療福祉センター事務局局長」

「精神保健福祉センター総務課長」

知的障害者更生相談所総務課長

知的障害者更生相談所判定課長

「知的障害者更生相談所相談判定課長」を
発達障害者支援センター総務課長
中央子ども相談センター総務課長
中央子ども相談センター判定課長
飛騨子ども相談センター家庭支援課長」

「東部広域水道事務所」を
「リニア推進事務所」を削り、

「リニア推進事務所課長」を削り、「東部広域水道事務所」を
「リニア推進事務所課長」に改め、同項課長補佐の欄中
「中山間農業研究所中津川支所長」を削り、

「国際たくみアカデミー科長」を
「中山間農業研究所中津川支所長」に改め、同表教育委員

「病害虫防除所支所長」を
水産研究所下呂支所長

「中山間農業研究所中津川支所長」

「病害虫防除所飛騨支所長」

「教育次長」を削り、同項本庁次長の欄中「義務教育総括監」を
「美術館副館長（総務部長を兼ね
義務教育総括監」に、
現代陶芸美術館副館長（総務部

「美術館副館長」

「美術館副館長」を
現代陶芸美術館副館長（総務部

「美術館副館長」を削り、同項本庁課長の欄中
「研修企画監」を
「女性教

「多治見看護専門学校総務課長」を削り、同表人事委員会の項本庁部長
術館副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）に改め、同表人事委員会の項本庁部長
の欄及び本庁次長の欄を次のように改める。

局長

別表行政職の表警察本部長の項課長補佐の欄中「健康管理対策監」を削る。

別表研究職の表知事の項試験研究機関の長の欄中「食品安全検査センター長」を
「食

品安全検査センター長」に改める。

別表医療職(一)の表知事の項次長の欄中「希望が丘こども医療福祉センター所長」を
「飛騨保健所長」に改め、同項主任医長の欄中「医療機関の長」

この規則は、公布の日から施行する。

職員的人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十八号

職員的人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員的人事記録に関する規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第六号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。
別表採用の項を次のように改める。

採用 法第十五条の二第二項第一号に規定する採用を行う場合をいう。

別表転任の項から昇降任の項までを次のように改める。

転任 法第十五条の二第二項第四号に規定する転任を行う場合（任命権者を異にする他の機関から異動してきた職員を任命する場合に限る。）をいう。

昇任 法第十五条の二第二項第二号に規定する昇任を行う場合をいう。

降任 法第十五条の二第二項第三号に規定する降任を行う場合をいう。

別表降格の項を次のように改める。

降格 分限条例第二条の二に規定する降格を行う場合をいう。

別表降給の項を次のように改める。

降号 分限条例第二条の二に規定する降号を行う場合をいう。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第二号中「若しくは六級地」を「六級地若しくは七級地」に改める。

第二十九条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十二条の二第二項第七号の人事委員会規則で定める地域は、別表第三の二に掲げる地域とする。

第二十九条の十六第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千元」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万二千元」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千円」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

第三十八条の二第五項中「三百二十円」を「五百円」に改め、同条第六項中「犬の殺処分」を「犬又は猫の殺処分」に改める。

第三十八条の五第一項中「に規定する」を「の」に、「職員とは、消防課、環境生活部環境生活政策課及び」を「職員は、危機管理部消防課若しくは」に、「並びに警察本

部及び」を「又は警察本部若しくは」に改める。

第三十八条の十二第一項中「、県民生活相談センター」を削る。

第三十八条の十三第三項中「施設は」の下に「農政部農業経営課」を加え、同条第五項中「都市建築部公共建築住宅課」を「都市建築部公共建築課 都市建築部住宅課」に改める。

第三十八条の十九第四項中「若しくは洪水警報」を「洪水警報若しくは噴火警報」に改める。

第三十八条の二十三第一項中「に規定する」を「の」に、「ものとは、防災課若しくは警察本部警備部機動隊に勤務する職員、岐阜県警察山岳警備隊において山岳警備活動に従事する職員又は岐阜県警察広域緊急援助隊において災害援助活動に従事する」を「ものは危機管理部防災課又は警察本部若しくは警察署に勤務する」に、「ものとは、次の各号」を「ものは次」に改め、同項第一号中「、救難」を「又は救難」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に、「ものとは」を「ものは」に改め、同条第四項中「に規定する人事委員会」を「の人事委員会」に改め、同条第五項を次のように改める。

- 一 日没時から日出時までの間における飛行
 - 二 航空法第八十一条に規定する最低安全高度以下の高度での飛行
 - 三 山岳を飛行して行う捜索又は救難の業務（当該業務のための訓練業務を含む。）
 - 四 点検整備後の安全性を確認するための飛行
 - 五 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が認める危険又は困難な業務
- 第三十八条の二十三第六項中「に規定する」を「の前号に掲げる」に、「ものとは」を「ものは」に改め、同条第七項中「ものとは、次の各号」を「ものは次」に改め、同条第八項中「に規定する人事委員会」を「の人事委員会」に改め、同条第九項中「に規定する」を「の」に、「ものとは」を「ものは」に改め、同条第十項中「に規定する」を「の」に改める。
- 第四十四条の二第一項中「に規定する」を「の」に改め、同条第七項を削る。
- 第四十七条第三項及び第四十八条中「別表第六」を「別表第七」に改める。
- 第五十七条の三第二項第一号中「期間が五日以下の」を「期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である」に改める。

第五十七条の五中「応じて」を「応じ」に改め、同条第一号イ中「六月に支給する場合においては百分の百五十」を「百分の百六十」に、「百分の百九十」に、「十二月に支給する場合においては百分の百七十（管理監督職員にあつては、百分の二百）」を「百分の二百」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百八十」を「百分の百七十五」に改め、同条第二号中「六月に支給する場合には百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の九十」に、「十二月に支給する場合には百分の八十（管理監督職員にあつては、百分の百）」を「百分の九十五」に改める。

別表第一希望が丘こども医療福祉センターの項第八号中「、作業療法士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師」を「及び作業療法士」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「、T P P 対策統括監」を削り、「全国育樹祭推進事務局長」を「全国レクリエーション大会推進事務局長」に改め、「全国レクリエーション大会総括監」及び「家畜防疫専門監」を削り、「全国育樹祭推進事務局次長」を「農業担い手サミット推進監、家畜防疫専門監」に改め、「管理調整監」の下に、「全国レクリエーション大会推進事務局次長」を、「人材活用対策監」の下に、「審理監」を加え、「県庁舎再整備企画監」を削り、「県有施設管理監」の下に「情報システム管理監」を加え、「地域スポーツ推進監」を「スポーツ誘致推進監、連携調整監、地域連携監、アスリート支援企画監」に、「看護企画監、医師確保対策監、在宅医療推進監」を「看護対策監、医療人材対策監、在宅医療福祉推進監」に改め、「障害福祉基盤整備企画監」の下に、「国保制度改革対策監」を加え、「新産業企画監」を「企業人材確保対策監」に改め、「航空宇宙産業企画監」の下に「歴史観光推進監」を、「競馬監督監」の下に「販売戦略企画監」を、「畜産指導監」の下に「木育推進監」を加え、「建設業企画監」を削り、「建設技術企画監」の下に「建設業企画監」を加え、「住宅企画監、建築企画監」を削り、「設備管理監」の下に「住宅活用推進監」を加え、「施設管理調整監」を「公園活用推進監」に改め、「財務会計システム調整監」及び「アスリート支援企画監」を削り、同部県事務所の項中「副所長」の下に「西濃県事務所及び可茂県事務所の副所長に限る。」を加え、「地域調整監」を「副所長（西濃県事務所及び可茂県事務所の副所長を除く。）」に改め、「除く。」の下に「郡上支所長、下呂支所長」を加え、「担当主幹」を「主幹、担当主幹」に改め、同部消防学校の項中「四種」を「二種」に改め、同部保健所の項中「保健所の事務所の所長」を「副所長、管理監、保健所の事

務所の所長」に改め、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「食品安全検査センター長」の下に、「担当主幹」を加え、同部衛生専門学校の項

中	副校長、課長	六種	を	課長	担当主
---	--------	----	---	----	-----

幹	七種	六種	に改め、同部希望が丘こ
---	----	----	-------------

ども医療福祉センターの項中「所長」の下に、「副所長」を加え、同部精神保健福祉センターの項中「保健福祉課長」を「課長」に改め、同部発達障害者支援センターの項中

所長	四種	を	所長	総務課長
----	----	---	----	------

四種	六種	に改め、同部子ども相談
----	----	-------------

センターの項中「総務課長」の下に、「判定課長、家庭支援課長（飛騨子ども相談センター）の家庭支援課長に限る。」を加え、同部計量検定所の項中

四種	を	所長	主幹
----	---	----	----

四種	六種	に改め、同部農林事務所の項中「所長」の下
----	----	----------------------

に、「副所長（総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）に限る。）」を加え、同部家畜保健衛生所の項中「総務課長」の下に、「保健衛生課長（中央家畜保健衛生所

の保健衛生課長に限る。）」を加え、同部土木事務所の項中「人事委員会が認めるもの」を「岐阜土木事務所の副所長及び総務課長を兼ねる副所長」に改め、同部リニア推進事務所の項を削り、同部東部広域水道事務所の項の次に次のように加える。

リニア推進事務所	所長	二種
	課長	六種

別表第一の三教育委員会の部事務局の項中「参与」を「副教育長、参与」に改め、「副教育長」を削り、「教育施設整備監」の下に、「女性教職員活躍推進監」を、「研修企画監」の下に、「学校安全企画監」を、「社会教育企画監」の下に、「管理監」を加

え、同部学校の項中

六種	を	六種（岐阜高等学校、岐阜商業高等学校、岐阜農林高等学校、岐阜工業高等学校、大垣北高等学校、関高等学校、加茂高等学校、多治見北高等学校、恵那高等学校、斐太高等学校及び大垣特別支援学校の事務部長にあつては、四種）
----	---	--

別表第三中	特別区 岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市	一級地 六級地	を	特別区 全ての市町村
-------	------------------------------	------------	---	---------------

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表の支給地域欄に掲げる支給地域の名称及びその区域は、平成二十八年四月一日におけるものとし、その後におけるこれらの名称又は区域の変更によつて影響されるものではない。

別表第三の次に次の一表を加える。
別表第三の二(第二十九条の二関係)

都道府県	支 給 地 域			
岐阜県	岐阜市	大垣市	多治見市	美濃加茂市
	瑞穂市			各務原市
				可児市

備考 この表の支給地域欄に掲げる支給地域の名称及びその区域は、平成二十八年四月一日におけるものとし、その後におけるこれらの名称又は区域の変更によつて影響されるものではない。

別表第五小学校の表高山市の項中

朝日小学校	一級地
本郷小学校	二級地
荘川小学校	
栃尾小学校	

を

本	荘	栃
---	---	---

郷小学校	一級地
川小学校	二級地
尾小学校	

に改め、同表関市の項中「一級地」を「二級地」

に、同表恵那市の項中

中野方小学校	飯地小学校
串原小学校	

を

飯地小学校	串原小学校
上矢作小学校	

に改め、同表飛騨市の項中

山之村小学校	二級地
--------	-----

を

宮川	山之
----	----

小学校	一級地
村小学校	三級地

に改め、同表郡上市の項中「一級地」を「二級地」

に、「二級地」を「三級地」に改め、同表揖斐郡の項中「二級地」を「一級地」に改め、

別表第五中学校の表高山市の項中

朝日中学校	一級地
荘川中学校	二級地
北稜中学校	

を

荘川	北稜
----	----

中学校	二級地
中学校	

に改め、同表関市の項を削り、同表恵那市の項中

上矢作中学校	串原中学校
串原中学校	

を

串原中学校	上矢作中学校
上矢作中学校	

に改め、同表飛騨

市の項中「二級地」を「三級地」に改め、同表揖斐郡の項中「二級地」を「一級地」に改める。

別表第五の二高山市の項中

岩滝小学校	岩滝小学校
	朝日中学校

に改め、同表恵那市の項を削り、同表飛騨市の項中「宮川小学校」を削る。

別表第五の三恵那市の項中「恵那北中学校」を「中野方小学校」に改める。

附則

1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岐阜県条例第八号)附則第二項の人事委員会規則で定める地域は、

次に掲げる地域とする。

- 一 宮城県仙台市

- 二 富山県富山市
- 三 愛知県一宮市
- 四 愛知県小牧市
- 五 滋賀県大津市
- 六 京都府京都市
- 七 大阪府大阪市

(へき地手当に関する経過措置)

3 平成二十八年四月一日(以下「適用日」という。)(の前日においてこの規則による改正前の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)(別表第五又は別表第五の二に掲げるへき地学校又はこれに準ずる学校に勤務し、へき地手当の支給を受けていた職員で、適用日においてこの規則による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)(別表第五又は別表第五の二に掲げるへき地学校又はこれに準ずる学校に勤務し、支給されるべきへき地手当(以下「新手当」という。)(の月額が級地を異にするにより適用日の前日におけるへき地手当(以下「旧手当」という。)(の月額に達しないこととなるものについては、適用日以後当該職員が引き続き同一の学校に勤務する場合(当該学校の移転があつた場合を除く。)(においては、新手当の月額が当該職員に係る旧手当の月額に達するまでの間、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

4 適用日の前日において改正前の規則別表第五から別表第五の三までに掲げる学校(以下「旧へき地等学校」という。)(に該当するものであつて適用日において改正後の規則別表第五から別表第五の三までに掲げる学校(以下「新へき地等学校」という。)(に該当しないこととなるもの(学校の移転により新へき地等学校に該当しないこととなるものを除く。)(は、適用日の前日に旧へき地等学校に勤務する職員で適用日以後旧へき地等学校に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、新へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、適用日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計を基礎として行うものとする。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

5 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十七年岐阜県人事委員会規則第三号)(の一部を次のように改正する。附則第十項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号)(の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「TPP対策統括監」を削り、「全国育樹祭推進事務局長」を「全国レクリエーション大会推進事務局長」に改め、「全国レクリエーション大会総括監」を削り、「全国育樹祭推進事務局次長」を「全国レクリエーション大会推進事務局次長」に改め、「人材活用対策監」の下に「書理監」を加え、「県庁舎再整備企画監」を削り、「県有施設管理監」の下に「情報システム管理監」を加え、「地域スポーツ推進監」を「スポーツ誘致推進監、連携調整監、地域連携監」に、「看護企画監、医師確保対策監、在宅医療推進監」を「看護対策監、医療人材対策監、在宅医療福祉推進監」に改め、「障害福祉基盤整備企画監」の下に「国保制度改革対策監」を加え、「新産業企画監」を「企業人材確保対策監」に改め、「航空宇宙産業企画監」の下に「歴史観光推進監」を、「農業研究企画監」の下に「検査監」を、「競馬監督監」の下に「販売戦略企画監」を、「技術指導監」の下に「農業担い手サミット推進監」を、「家畜防疫専門監」の下に「木育推進監」を加え、「建設業企画監」を削り、「建設技術企画監」の下に「建設業企画監」を加え、「住宅企画監、建築企画監」を削り、「設備管理監」の下に「住宅活用推進監」を加え、「施設管理調整監」を「公園活用推進監」に改め、「検査監、財務会計システム調整監」及び「並びに主任(分権・広域企画室の主任に限る。)(」を削り、同表県事務所の項中「地域調整監」を「郡上支所長、下呂支

所長、主幹」に改め、同表保健所の項中「所長」の下に「副所長、管理監」を加え、同表子ども相談センターの項中「総務課長」の下に「判定課長、家庭支援課長（飛騨子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）」を加え、同表家畜保健衛生所の項中「総務課長」の下に「保健衛生課長（中央家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）」を加え、同表試験研究機関の項中「課長」の下に「担当主幹」を加え、同表衛生専門学校「の項中「副校長」を削り、「課長」の下に「担当主幹」を加え、同表希望が丘こども医療福祉センターの項中「所長、事務局長」を「所長、副所長、事務局長」に改め、同表精神保健福祉センターの項中「所長」の下に「総務課長」を加え、同表発達障害者支援センターの項中「所長」の下に「総務課長」を加え、同表計量検定所の項中「所長」の下に「主幹」を加え、同表リニア推進事務所の項を削り、同表に次のように加える。

リニア推進事務所 所長、課長

別表第三事務局の部本庁の項中「教育施設整備監」の下に「女性教職員活躍推進監」を、「研修企画監」の下に「学校安全企画監」を、「社会教育企画監」の下に「管理監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十一号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務及び級別資格基準」を「級別職務及び級別資格基準」に改める。
 第一条中「職務の級についての」を削り、「の内容」を「とその複雑、困難及び責任の度合が同程度の職務並びに」に改める。

第二章 級別標準職務及び級別資格基準」を「第二章 級別職務及び級別資格基準」に改める。

第三条の見出し中「級別標準職務」を「級別職務」に改め、同条中「に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容」を「の人事委員会規則で定めるもの」に、「に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるもの」を「の級別職務表に定めるとおり」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 級別職務表（第3条関係）

行政職給料表級別職務表

知 事	任用標準		職務の級					
	機 関	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
本 庁			困難な業務を行う主査又は技術主査の職務	困難な業務を行う係長の職務	特に困難な業務を行う課長補佐又は技術課長補佐の職務			
				副検査監の職務	総務事務センター長、県民生活相談センター長、農業担い手サミット推進監、家		観光国際局長、次長、副局長、出納事務局長、全国レクリエーション大会推進事務局	理事、会計管理者、参与、秘書政策課長、子ども・女性局長又は都市公園整備局

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		全専門職 の職務	しくは交 通捜査指 導官の職 務	長若しく は警部交 番所長の 職務		
--	--	-------------	---------------------------	----------------------------	--	--

八 教育職給料表 (一) 級別職務表

任命権者	職務の級	
	機関	5 級
知事	情報科学芸術大学院大 学	研究科長、図書館長又は産業文化センター長の職務

二 教育職給料表 (二) 級別職務表

任命権者	職務の級	
	機関	2 級
教育委員会	高等学校又は特別支援 学校	高度の知識経験を必要とする業務を行う寄宿舎指導員又は講師 (任用の 期限を付さないものに限る。) の職務

水 教育職給料表 (三) 級別職務表

任命権者	職務の級	
	機関	2 級
教育委員会	小学校又は 中学校	講師 (任用の期限を付さないものに限る。) の職務

研究職給料表級別職務表

任命権者	職務の級		
	機関	3 級	4 級
知事	岐阜県行政 組織規則第 54条に規定 する試験研 究機関	部長又は困難な研究を行う専門研究 員の職務	食品安全検査センター長、担当主幹 又は特に困難な研究を行う主任専門 研究員の職務
警察本部長	警察本部	科学捜査研究所副所長又は研究官の 職務	管理監又は困難な業務を行う研究官 の職務

ト 医療職給料表 (一) 級別職務表

任命権者	職務の級	
	機関	3 級
知事	保健所	副所長又は管理監の職務
任命権者	職務の級	
	機関	4 級
知事	保健所	整形外科部長又は小児科部長の職務
知事	希望が丘こ ども医療福 祉センター	児童精神科部長の職務

チ 医療職給料表 (二) 級別職務表

任命権者	職務の級				
	機関	3 級	4 級	5 級	6 級
知事	共通		困難な業務を行 う主任技師の職 務	困難な業務を行 う技術主査の職 務	特に困難な業務 を行う技術課長 補佐の職務
知事	保健所			課長 (保健所の 事務所の課長に 限る。) の職務	課長 (保健所の 事務所の課長を 除く。) の職務

食肉衛生検査所			課長の職務	食肉検査監又は担当主幹の職務
発達障害者支援センター			課長の職務	
家畜保健衛生所			課長（中央家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。）の職務	病性鑑定監又は課長（中央家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）の職務
警察本部	主任の職務	係長の職務	課長補佐の職務	
警察本部長				

ウ 医療職給料表 (三) 級別職務表

任命権者	機関	職務の級			
		3級	4級	5級	6級
知事	共通	困難な業務を行う技術者の職務	困難な業務を行う主任技術者の職務	困難な業務を行う技術主査の職務	特に困難な業務を行う技術課長補佐の職務
	保健所				課長、主幹又は担当主幹の職務
	衛生専門学校				担当主幹の職務
	希望が丘こども医療福祉センター			上席看護師長の職務	看護部長又は看護指導監の職務
	精神保健福祉センター				課長の職務
警察本部	主任の職務	係長の職務	課長補佐の職務		

長

居寮第三回の日中若者の頂上大会「中学校」や「中学校、義務教育学校」に於ける
 居寮第三回の日中若者の「又は」や「若しくは」に「課程を」と「課程又は業学若し
 又は数医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」と改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則第三条の規定にかかわらず、再任用職員のうち行政職給料表、医療職給料表(一)又は医療職給料表(三)の適用を受ける主任又は主任技術の職務の級は、二級とする。

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十二号

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

事務局長に対する権限の委任に関する規則（昭和五十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、第十四号中「第十七条第五項」を「第十七条の二第三項」に、「任用手続」を「採用手続」に、「任用の」を「採用の」に改め、第十五号を次のように改める。

十五 法第二十三條の四の規定により、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告するに付、

第十八号を次のように改める。

十八 附 則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十三号

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則（平成十二年岐阜県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項中「第一号任期付研究員」の下に「条例第五条第一項第一号に規定する第一号任期付研究員をいう。以下同じ。」を、「第二号任期付研究員」の下に「条例第五条第一項第二号に規定する第二号任期付研究員をいう。」を加え、同項を同条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十四号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（平成十三年岐阜県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限に関する規則

第一条中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十五号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表条例第二条第一項第二号に該当する公益的法人等の項中「一般社団法人岐阜県観光

光連盟」を削り、
「社会福祉法人岐阜県福祉事業団
岐阜県国民健康保険団体連合会」
を「社会医療法人蘇西厚生会
岐阜県国民健康保険団体連合会
社会福祉法人岐阜県福祉事業

会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十六号

岐阜県一般職の任期付職員採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第一項中「特定任期付職員」の下に「（条例第四条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

第九条第一項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十七号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第二十六項を第二十七項とし、第二十二項から第二十五項までを一項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の一項を加える。

（平成二十九年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

22 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、平成二十九年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日

とあるのは「平成二十九年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十八年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）にあつては、三号給以上」とあるのは「職員にあつては、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあつては、二号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあつては、一号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十八年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるのは「第二十二項」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育長の営利企業等の従事制限に係る許可を受けるべき地位を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十八号

岐阜県教育長の営利企業等の従事制限に係る許可を受けるべき地位を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県教育長の営利企業等の従事制限に係る許可を受けるべき地位を定める規則（平成二十七年岐阜県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

岐阜県教育長の営利企業への従事等の制限に係る許可を受けるべき地位を定める規則

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社